

5月は消費者月間です



伊勢市消費生活センター〔商工労政課内〕(☎ 21-5717 FAX 22-5014)

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、9:00～12:00・13:00～16:00

毎年5月は、国が定めた全国一斉の「消費者月間」です。
消費者・事業者・行政が一体となって、消費生活に関する啓発・教育の事業を5月に集中的に行っています。

今年の消費者月間のテーマ

“ともに築こう 豊かな消費社会” ～誰一人取り残さない2019～

買い物は投票!?

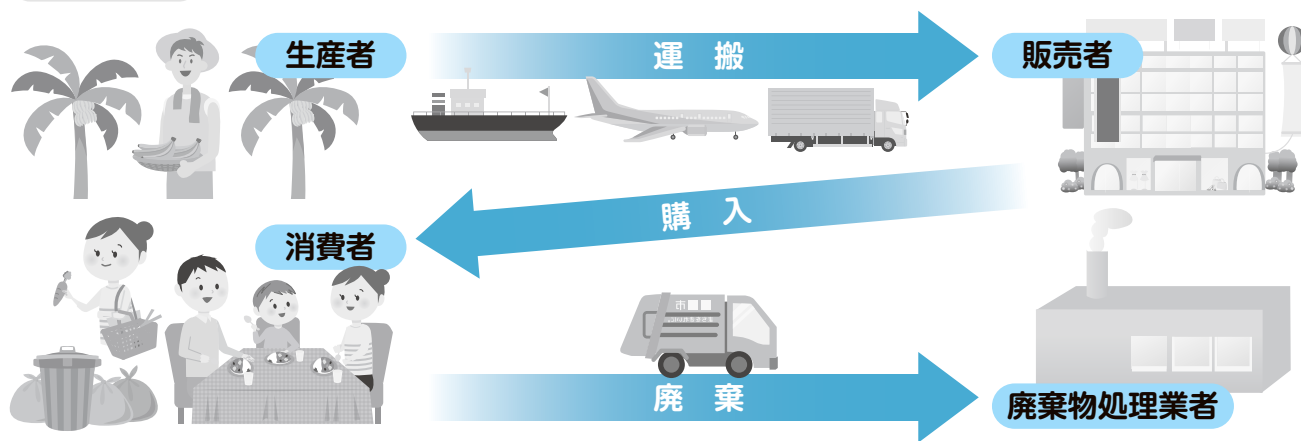
「消費者がモノを買う」ことは、「商品を提供する事業者を選ぶ」こと、つまり投票と同じといえます。賢い選択は、より良い商品と優れた事業者への応援となるほか、豊かで安全・安心な消費社会のための第一歩となり、悪質商法や詐欺の被害から身を守ることに繋がります。この機会に、消費生活について考えてみましょう。

また、身近なお店やスーパーなどに並んでいる商品の中には、さまざまな地域や時には世界各国を巡って私たちの手元に届けられるものもあります。自分の買い物が世界の誰かとつながっていることを意識してみてください。社会全体や環境に配慮した優れたモノやサービスを選ぶ“賢い消費者”になりましょう。

私たちの消費生活

私たちは生まれた時から、生涯を通じて「消費者」として存在しています。モノやサービスを買って、使って、暮らすことを「消費生活」といいます。

モノの流れ



伊勢市消費生活センターとは

市民の皆さんの安全・安心な消費生活のための相談窓口です。消費者と事業者の間で起きたトラブルを解決するための助言や情報提供、必要に応じて間を取り持つこともあります。契約を巡るトラブルや、製品・サービスに関する苦情、事業者への苦情、製品事故、多重債務、クレジットカードや金融商品に関する問い合わせなどを受け付けています。

相談は、電話または面談で行います。困った時は一人で悩まず、気軽に相談してください。

